

### Ⅲ 地域支援事業



## 介護予防・日常生活支援総合事業

### 1 介護予防センター

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、保健福祉の専門職が高齢者の相談・支援を行いながら、地域と連携して介護予防教室を行うなど介護予防の普及啓発に努めます。

◆介護予防センターの主な事業内容：

(1) 介護予防等の相談窓口

介護予防に関することや地域で閉じこもりがちな高齢者などの相談を受け、必要な情報提供や関係機関への調整などを行うとともに、地域ケア会議を活用し、高齢者の暮らしを支える地域のさまざまな関係者（機関）とネットワークを構築し、地域における自立した生活の継続を支援します。

(2) 介護予防教室の実施及び介護予防普及啓発業務

地域の高齢者を対象に、地域の福祉活動と連携し、介護予防教室を実施します。また、様々な機会を通じて介護予防事業の普及啓発を行います。

(3) 地域の介護予防活動の支援

身近な地域で介護予防活動が自主的に継続されるよう普及啓発や技術支援、運営についての助言等を行います。

◆実施機関： 市内53か所に設置の介護予防センター

※要綱等： 札幌市介護予防センター運営事業実施要綱  
札幌市介護予防センター運営事業実施要領  
札幌市地域ケア会議推進事業実施要綱  
札幌市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱

※令和6年度予算： 600,712千円

※照会先： 各介護予防センター（⇒143～146ページ）  
高齢保健福祉部介護保険課（Tel.211-2547）

### 2 地域リハビリテーション活動支援事業

地域において介護予防活動に取り組む高齢者または関心のある高齢者及び介護予防活動の従事者に対し、リハビリテーション専門職等が技術支援及び指導を行い、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防に関する取組を推進します。

※要綱等： 札幌市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱

※令和6年度予算： 41,163円

※照会先： 高齢保健福祉部介護保険課（Tel.211-2547）

### 3 介護サポートポイント事業

介護保険制度への理解を深め、自身の健康増進と介護予防に役立ててもらうため、介護サポーターとして登録を受けた方が、対象の介護施設などでボランティア活動を行った際、その活動に対してポイントを付与し、ポイントに応じた現金を交付します。（平成25年10月事業開始）

◆対象者： 要介護認定（要介護1～5）を受けていない本市の介護保険第1号被保険者

◆事業内容： 対象者が、介護サポーターとして介護保険施設などで行うボランティア活動に対してポイントを付与し、申請によりポイントに応じた現金を交付します。

◆費用： 1ポイントあたり100円、年間50ポイントを上限として現金に交換  
（2時間未満の活動：1ポイント、2時間以上の活動：2ポイント付与）

- ※要 綱 等： 札幌市介護サポートポイント事業実施要綱  
※令和6年度予算： 10,200千円  
※照 会 先： 札幌市社会福祉協議会ボランティア活動センター（Tel.623-4000）  
高齡保健福祉部高齡福祉課（Tel.211-2976）

## 包括的支援事業

### 1 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が高齢者の相談・支援を行うとともに、要支援者等のケアプラン作成、ケアマネジャーへの支援等を実施します。

◆利 用 者： 地域の高齢者とその家族、高齢者福祉の関係者（機関）など

◆地域包括支援センターの主な事業内容：

(1) 高齢者の総合相談支援

電話、面接、訪問等の手段により、介護や福祉等に関する総合相談を実施し、必要な情報提供や関係機関への調整などを行います。

(2) 権利擁護

高齢者の権利擁護のための相談支援を行います。

① 消費者被害や高齢者虐待、成年後見制度利用に関する相談・支援を行政と連携し行います。

② 権利擁護に関する知識の普及・啓発に努めます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

介護支援専門員の相談・支援を行うとともに、地域ケア会議を活用し、高齢者の暮らしを支える地域のさまざまな関係者（機関）とネットワークを構築し、地域における自立した生活の継続を支援します。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

要支援1、要支援2の認定を受けている方、事業対象者と確認された方が、自分らしく生活ができるようサービス計画の作成を行い、必要なサービスが受けられるように支援します。

◆実 施 機 関： 市内27か所に設置の地域包括支援センター

※要 綱 等： 札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例  
札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例施行規則  
札幌市地域包括支援センター運営事業実施要綱  
札幌市地域包括支援センター運営事業実施要領  
札幌市地域ケア会議推進事業実施要綱

※令和6年度予算： 1,781,251千円

※照 会 先： 各地域包括支援センター（⇒142～143ページ）  
高齡保健福祉部介護保険課（Tel.211-2547）

### 2 認知症初期集中支援推進事業

適切な医療・介護サービスにつながらない認知症高齢者等を、認知症サポート医、区保健支援係保健師、地域包括支援センター専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」が訪問し、アセスメント、家族支援など初期の支援を包括的、集中的に行い、早期診断・早期対応に向けた地域の支援体制を構築します。

※要 綱 等： 札幌市認知症初期集中支援推進事業実施要綱

※令和6年度予算： 12,577千円

※照 会 先： 高齢保健福祉部介護保険課（Tel211-2547）

### 3 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、医師会等の関係機関と連携しながら、多職種協働による研修や協議の場等を設け、在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。

※要 綱 等： 札幌市在宅医療・介護連携推進事業実施要綱

※令和6年度予算： 16,373千円

※照 会 先： 高齢保健福祉部介護保険課（Tel211-2547）

### 4 地域ケア会議推進事業

個別や地域課題の解決を通じて、自立支援に資するためのケアマネ支援や、支援や介護を必要とする高齢者が地域で可能な限り暮らし続けるための社会基盤の整備、そのために必要とされる関係者の合意形成等を多職種協働による地域ケア会議で実施します。

※要 綱 等： 札幌市地域ケア会議推進事業実施要綱

※令和6年度予算： 13,967千円

※令和5年度実績： 466回（地域ケア会議開催回数）

※照 会 先： 高齢保健福祉部介護保険課（Tel211-2547）

### 5 生活支援体制整備事業

生活支援・介護予防の基盤整備にあたり、生活支援コーディネーターを配置し、住民が担い手として参加する住民主体の活動の推進や、NPO法人や民間企業等の多様な主体との連携による地域で支え合う支援体制を推進します。

※要 綱 等： 札幌市生活支援体制整備事業実施要綱

※令和6年度予算： 118,839千円

※照 会 先： 高齢保健福祉部介護保険課（Tel211-2547）

## 任意事業

### 1 認知症サポーター養成講座

認知症を理解し、認知症の方とその家族を地域で見守り支える「認知症サポーター」を養成します。また、「認知症サポーター養成講座」の講師を育成する「キャラバン・メイト養成研修」を実施します。

なお、「認知症サポーター養成講座」の受講を希望する市民や企業、学生等（おおむね10名以上の団体）は、講座開催日の1か月前までに介護保険課への申込みが必要です。また、個人や、少人数の場合は、札幌市社会福祉協議会ボランティア活動センターで、年12回実施しています。

※令和6年度予算： 4,392千円

※令和5年度実績： 6,699名（認知症サポーター養成講座受講者数）

※照 会 先： 高齢保健福祉部介護保険課（Tel211-2547）

札幌市社会福祉協議会（Tel623-4000）

## 2 徘徊認知症高齢者 SOS ネットワーク

行方不明となった認知症高齢者を、札幌市と北海道警察が主体となり、消防署、タクシー・地下鉄などの公共交通機関、郵便局、ラジオ局などの協力を得て早期発見に努めるものです。また、発見後、直ちに家族が迎えに来られない場合に、市内の特別養護老人ホームで一時的に保護します。（平成11年2月事業開始）

◆利用方法： 家族が、高齢者の居住地を所管する警察署の生活安全課に捜索依頼をすると、警察署が各関係機関に連絡し、捜索を開始します。

◆捜索費用： 無料

※要綱等： 札幌市徘徊認知症高齢者SOSネットワークシステム実施要領

※令和6年度予算： 777千円

※令和5年度実績： 281名（ネットワーク利用者数）

※照会先： 高齢保健福祉部介護保険課（Tel211-2547）

## 3 配食サービス

ひとり暮らしの虚弱な高齢者に対し、食の自立の観点から調査及び評価を行い、栄養のバランスのとれた食事を届けるとともに、安否を確認し、健康状態に異常等があった場合は、関係機関への連絡等を行います。（平成7年7月事業開始）

◆対象者： 本市に住所を有する65歳以上（介護保険法に規定する「要介護者」又は「要支援者」と認定された方、札幌市日常生活支援・総合事業実施要綱に規定する「事業対象者」と認められた者及びそれらと同程度の身体状況と認められる方のうち、60歳以上65歳未満の方を含む。）で、ひとり暮らしであり、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、日常的に調理が困難な方で、食の自立の観点から必要と認められる方

◆内容： 週6日（月曜日～土曜日）を限度に1日1食（夕食）を訪問により自宅に届けます。

◆費用： 1食500円

※要綱等： 札幌市高齢者配食サービス事業実施要綱

※令和6年度予算： 207,911千円

※令和5年度実績： 254,607食（配食数）（別途、総合事業にて180,520食の利用実績）

※照会先： 居住地の区役所保健福祉部保健福祉課（⇒153～154ページ）

## 4 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分となった認知症高齢者が財産管理や身上監護における保護が必要となり、原則2親等以内に成年後見開始の申し立てをする親族がいない場合に、市長が申し立てを行います。また、一定の要件を満たす方に対し、申立費用及び後見人等報酬を助成します。

※令和6年度予算： 40,696千円（地域支援事業）

※令和5年度実績： 66件（市長申立件数）

※照会先： 札幌市社会福祉協議会（Tel624-7268）

高齢保健福祉部介護保険課（Tel211-2547）

札幌家庭裁判所（Tel221-7281）

## 5 高齢者あんしんコール事業

ボタンを押すだけで専用の受信センターにつながる通報装置を自宅に設置し、健康等の相談に24時間応対するほか、受信センターから定期的な電話掛け（お元気コール）を行います。また、急病などの緊急時は、受信センターが救急車を要請するなど状況に応じた支援を行い、高齢者の安心した在宅生活をサポートします。（平成25年12月事業開始）

- ◆対象者：（1）本市に住居を有する「65歳以上でひとり暮らしの高齢者」又は「世帯員全員が65歳以上の世帯に属する高齢者」のどちらかであり、かつ、利用者本人の身体状況が次の①～③のいずれかに該当
- ① 介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けている方
  - ② 慢性疾患のため日常生活上注意を要すると認められる方
  - ③ 札幌市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条第1項第2号に規定する「事業対象者」
- （2）本市に住居を有する「60歳以上65歳未満のひとり暮らしの方」で、（1）①に該当する方または準ずる審査判定を受けている方を含む。
- （3）本市に住居を有する85歳以上でひとり暮らしの高齢者（身体状況問わず）
- ◆主な事業内容： 通報機器の貸与（固定電話回線がない場合は無線型の端末を貸与）  
受信センターにおける緊急通報、相談通報への対応  
定期的な電話訪問（お元気コール）
- ◆費用： 月額900円  
（※市町村民税非課税世帯は月額300円、生活保護世帯は無料）
- ※要綱等： 札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業実施要綱
- ※令和6年度予算： 68,563千円
- ※令和5年度実績： 2,806名（年度末時点利用決定者数）
- ※照会先： 居住地の区役所保健福祉部保健福祉課（⇒153～154ページ）

## その他

### 1 札幌市認知症コールセンター

若年性認知症を含めた認知症に関するご相談に、専門の相談員が電話で応じます。また、ご相談の内容によって医療や福祉、介護などの機関を紹介します。

- ※令和6年度予算： 5,310千円
- ※令和5年度実績： 965件（相談件数）
- ※照会先： 札幌市認知症コールセンター（Tel206-7837）  
高齢保健福祉部介護保険課（Tel211-2547）

### 2 おむつサービス

居宅で常時おむつを使用している高齢者及び中度以上の認知症高齢者に、紙おむつを支給します。（昭和54年7月事業開始）

（令和2年度まで地域支援事業として実施。令和3年度より、対象者、内容等を変更せず保健福祉事業（介護保険法第115条の49）として実施）

- ◆対象者： 本市に住居を有する40歳以上の在宅の要介護4～5の方、又は要介護3の方で中度以上の認知症があり、認定調査票の排便又は排尿のいずれかの項目が「全介助」であり、常時おむつを使用している方
- ◆内容： 月1回、上限額6,500円の範囲内で、おむつを宅配します。

- ◆費用負担：かかる費用の1割（生活保護を受けている場合は無料）
- ※要綱等：札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業実施要綱
- ※令和6年度予算：438,419千円
- ※令和5年度実績：72,278件
- ※照会先：居住地の区役所保健福祉部保健福祉課（⇒153～154ページ）